

令和2年10月8日
山梨県 農政部 食糧花き水産課
課長 近藤 隆
電話 055-223-1610

報道関係者各位

山梨県内の釣り堀でのコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生について

1 KHV病の確認

(1) 経緯

9月29日に山梨県内の釣り堀業者から釣り堀のコイが複数死亡しているとの連絡を受け、直ちに当該釣り堀業者にまん延防止対策を要請するとともに、死亡したコイを山梨県水産技術センターで検査したところ、10月5日にKHV病の陽性が確認されました。

山梨県は、国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所（三重県）に確定診断を依頼し、10月8日に陽性と診断されました。

(2) まん延防止対策

- ・死亡魚は、釣り堀業者が適正に処分しています（埋却処分）。
- ・釣り堀業者には、コイの持ち出し禁止や死亡魚の適切な処分（焼却若しくは埋却処分）を再度徹底するよう指示します。
（山梨県内水面漁場管理委員会指示により、県内の河川湖沼にコイを放流することを禁止しています。）
- ・なお、当該釣り堀は魚が河川などに流出しない構造の釣り堀であり、既に釣り堀業者が死亡魚の埋却処分やコイの持ち出しを禁止しているため、感染魚の流出の恐れはありません。

2 県民の皆様へ

- ・KHV病は10年以上前から県内外の河川や湖で確認されているものです。
- ・感染したコイに触れたり食べたりしても、人体への影響はありません。
- ・KHV病はマゴイ、ニシキゴイに特有の病気で、コイ以外の魚には感染しません。